

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

常磐開発（株）
福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1

2. 指名停止措置期間

令和4年4月28日から令和4年6月27日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

常磐開発(株)の元社員2名は、福島県楡葉町発注の入札において、同町職員が漏洩した入札情報を基に落札したとして、令和4年3月8日、福島県警に公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（公契約関係競売等妨害又は談合）第8号ロに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070